

大分市アライグマ防除実施計画



令和3年4月

大分市

目 次

1. 計画策定の背景と目的	2
(1) 外来種問題の発生と取組	2
(2) アライグマの特定外来生物への指定	2
(3) 計画策定の目的	2
2. 特定外来生物の種類	3
3. 防除を行う区域	3
4. 防除を行う期間	3
5. 市内における現状	3
(1) 被害状況	3
(2) 捕獲状況	3
(3) 対策の評価	5
6. 防除の目標	6
7. 防除の進め方	7
(1) 情報の収集整理	7
(2) 普及啓発	7
ア. アライグマ問題発生の背景	7
イ. アライグマ問題に対する私たちの責務	7
(3) 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置	8
ア. 侵入の予防措置	8
イ. 被害発生の防止措置	8
8. 防除の方法	8
(1) 捕獲作業	8
(2) 捕獲方法等	8
ア. わな設置中の巡視	9
イ. 捕獲個体の取り扱い	9
9. その他	9
(1) 捕獲個体の譲り受けと飼養	9
(2) 負傷動物として救護された個体の取り扱い	9
(3) 感染症予防措置等	9
(4) 合意形成	9
(5) 継続的モニタリング	9
(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）等 関連法令の遵守	10

平成 25 年 2 月 1 日	施行
平成 26 年 4 月 1 日	改訂
平成 27 年 4 月 1 日	改訂
平成 28 年 4 月 1 日	改訂
平成 31 年 4 月 1 日	改訂
令和 3 年 4 月 1 日	改訂

1. 計画策定の背景と目的

(1) 外来種問題の発生と取組

外来種は、本来生息・生育していない種が人為的に持ち込まれることにより、その地域の生態系や人間の社会生活に影響を与えるという問題があります。

平成 14 年の生物多様性条約締約国会議では、「外来種の侵入予防」、「初期段階の発見と予防」、「定着した外来種の駆除・管理」に積極的に取り組んでいくことが決議されました。日本の新・生物多様性国家戦略でも、生物多様性危機の原因のひとつに外来種があげられています。

このような状況を受けて、平成 16 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」が公布され、同 17 年 6 月から施行されています。

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入、その他の取扱い（以下「輸入等」という。）を規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的としており、特定外来生物は、飼養等や輸入等が原則禁止されるとともに、野外へ放つことが厳しく禁止されること等により、その安易な飼養・栽培や野生化に歯止めがかけられることとなりました。

また、既に野生化している特定外来生物については、地方公共団体等が「防除実施計画」を策定し、捕獲・処分等の「防除」が実施できることとなりました。

※防除とは、特定外来生物の捕獲による野外からの排除と、被害の予防対策を行うことにより、特定外来生物による生態系被害、農業被害、生活環境被害、文化財被害等をなくす対策を指します。

(2) アライグマの特定外来生物への指定

アライグマは北米原産で、本来日本には生息していませんでしたが、ペットとして輸入され飼育されていたアライグマが 1970 年代頃から遺棄され、もしくは逃亡したものが、野生化し、繁殖するようになりました。このように野生化したアライグマは、深刻な生態系被害や農業被害をもたらす動物であるとして、「外来生物法」に基づく「特定外来生物」に指定されました。

(3) 計画策定の目的

アライグマによる生態系被害、農業被害、生活環境被害、文化財被害への抜本的対策としては、アライグマを野外から排除することが重要です。アライグマは、天敵のいない日本の自然環境で急速に個体数を増やしており、対策が遅れると個体数が飛躍的に増加し、結果的に捕獲のための努力や経費のみならず、安楽殺処分すべき個体数を増やすことになります。

大分県内のアライグマは、大分県による調べ（平成 20 年度以降の目撃及び捕獲等の情報）や環境省による「九州地方アライグマ防除モデル事業（平成 21 年度、平成 22 年度）」において、分布状況が整理され、姫島村を除く県内全ての市町において生息確実の情報が得られており、野生化したアライグマの生息分布が拡大していることがうかがえます。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による防除の実施、またこれらを近隣市町村・県・国等と連携しつつ進めることが必要です。

本市では、農林水産省及び環境省が平成 17 年に告示した「アライグマの防除に関する件」、大分県が平成 23 年 7 月に作成した「アライグマ防除のための手引き」等に沿って、「外来生物法」に基づく「大分市アライグマ防除実施計画」を策定し、国の確認を受け、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目指します。

2. 特定外来生物の種類

ネコ目アライグマ科アライグマ属

アライグマ (学名 *Procyon lotor*)

カニクイアライグマ (学名 *Procyon cancrivorus*)

なお、本計画では、上記2種を総称し、「アライグマ」と表記します。

3. 防除を行う区域

大分市内全域

4. 防除を行う期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

5. 市内における現状

(1) 被害状況

アライグマによるトムモロコシ、スイカ、メロン等の農業被害が確認されています。民家の柱等に足跡や爪跡をつける他、最近では天井裏等において糞尿による汚染等の生活環境被害が報告されています。

なお、オオイタサンショウウオ（大分県絶滅危惧Ⅱ類）等の希少種の捕食、在来の野生動物との競合を含む種間関係及び感染症の媒介等による生態系への影響が危惧されていますが、それらの影響の程度については、本市では明らかとなってはいません。

(2) 捕獲状況

平成21年4月から令和3年2月末時点での捕獲状況等を図-1に示します。捕獲・轢死体の確認頭数は945頭となっており、平成25年2月1日に「大分市アライグマ防除実施計画」を施行して以降では、捕獲・轢死体の確認頭数は930頭となっています。

また、表-1、表-2に令和3年2月末までの地域別捕獲頭数を示します。その他、カメラ等の映像による生息確認や、住民からの目撃情報等も寄せられています。

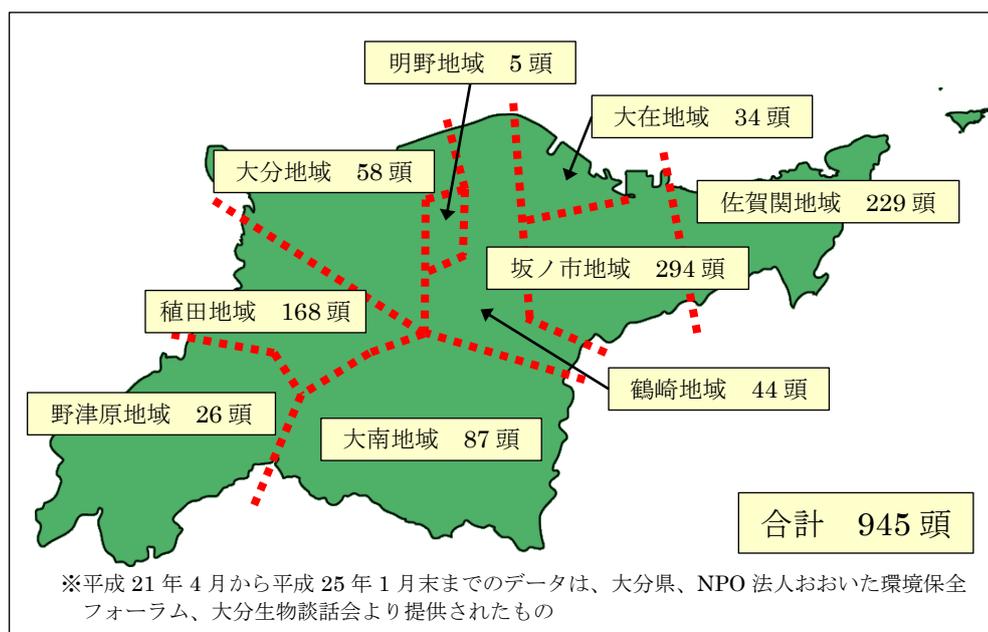


図-1 大分市におけるアライグマの捕獲状況等(平成21年4月から令和3年2月28日)

表-1. 平成 21～令和元年度 アライグマ捕獲集計表

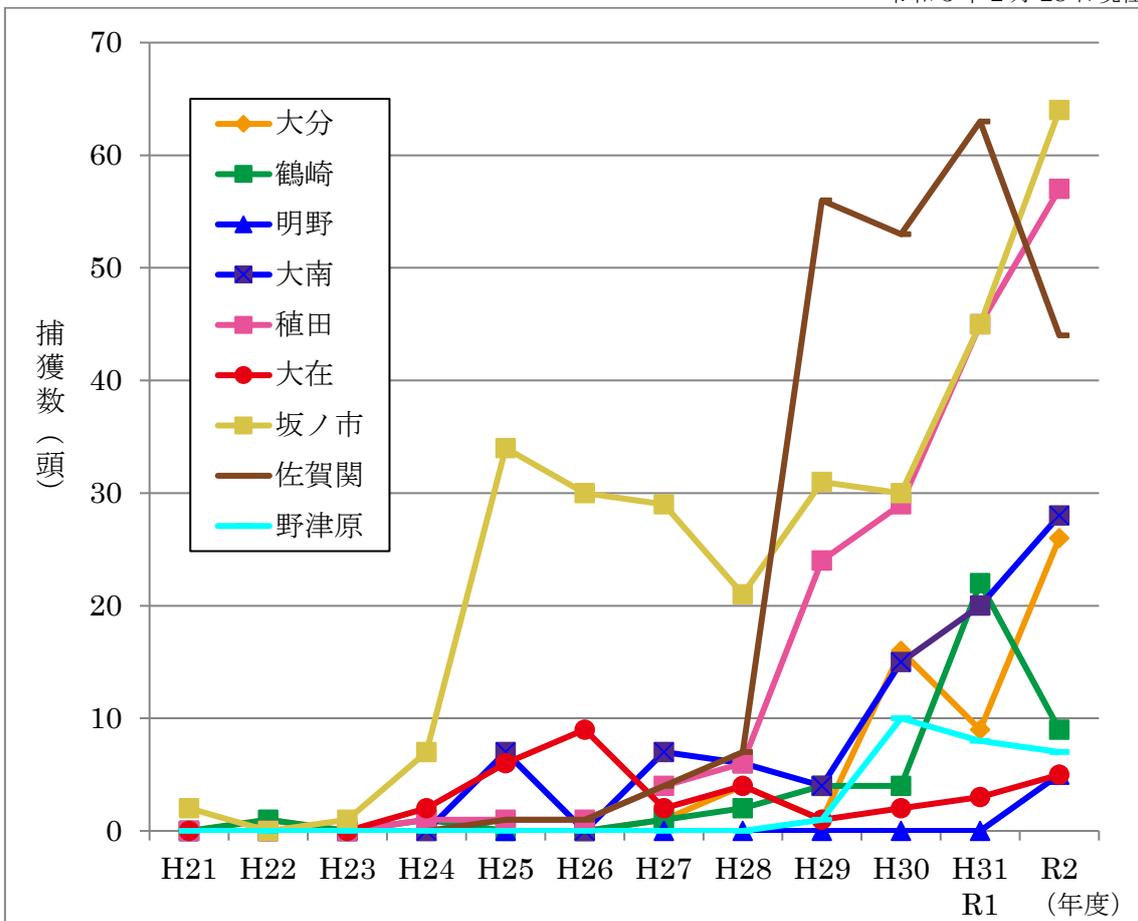
令和 3 年 2 月 28 日現在

年度 地域	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 R1	R2	総計
大分	0	1	0	0	0	0	1	4	1	16	9	26	58
鶴崎	0	1	0	1	0	0	1	2	4	4	22	9	44
明野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
大南	0	0	0	0	7	0	7	6	4	15	20	28	87
植田	0	0	0	1	1	1	4	6	24	29	45	57	168
大在	0	0	0	2	6	9	2	4	1	2	3	5	34
坂ノ市	2	0	1	7	34	30	29	21	31	30	45	64	294
佐賀関	0	0	0	0	1	1	4	7	56	53	63	44	229
野津原	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	8	7	26
計	2	2	1	11	49	41	48	50	122	159	215	245	945

※轢死体も含む

表-2. 地域別アライグマ捕獲頭数

令和 3 年 2 月 28 日現在



(3) 対策の評価

本市では平成25年2月より防除実施計画を策定し、アライグマ対策を行ってきました。対策当初は大在や坂ノ市などの大分市東部地域を中心に対策を行ってきましたが、現在では全市的に対策を拡げ、アライグマの爆発的な増加を防いでいます。現在の本市のアライグマ対策の成果はCPUEを用いて評価することが出来ます。表-3は平成28年度～令和2年度までの地域別の箱わなによる捕獲結果を用いて算出したCPUEの推移を示しています（巣箱型わなの捕獲結果は反映されていません）。

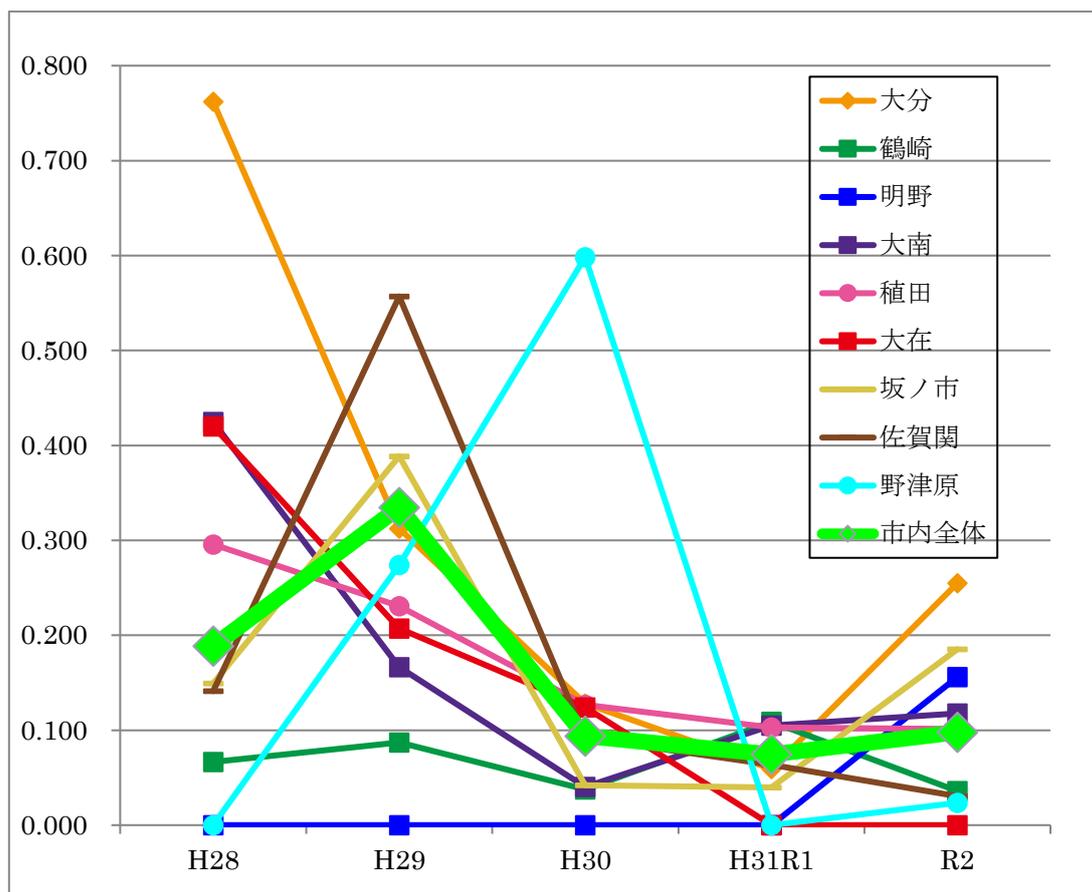
※CPUEとは

Capture Per Unit Effortの頭文字を取った略語で、単位捕獲努力量あたりの捕獲数を算出して捕獲効率を示します。ここでは100わな日あたりの捕獲数を用います。

$$CPUE（捕獲効率）＝捕獲数÷捕獲努力量（わな個数×わな設置日数）÷100$$

CPUEが下がれば、設置したわなの数に対して捕獲されるアライグマの捕獲数が減少しているという事になるので、地域内に生息するアライグマの個体数が減少している指標となります。

表-3. 地域別 CPUE 推移



CPUEの推移を地域別に見た場合、鶴崎、佐賀関においては低下しており、大南と野津原はわずかに上昇、大分、明野、坂ノ市が大幅に上昇、植田はほぼ横ばい、市域全体としてはわずかに上昇という傾向が見られます。大分地域が大幅に上昇したのは、津守地区や曲地区で新規にワナを設置したことによる捕獲数の増加、坂ノ市地域では細地区での集中捕獲の結果としての捕獲数の増加、明野地域では横尾地区での新規設置による捕

獲数の増加などが原因として考えられます。CPUE の上昇がみられる地域においては、箱わなと合わせて巣箱型わなの増設を検討し、継続的に捕獲圧をかけ続けていくことが重要と考えられます。

6. 防除の目標

「外来生物法」第3条に基づく特定外来生物被害防止基本方針には「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、大分市においても長期的には市内全域からの完全排除が目標となります。

各地域における生息数や捕獲状況に応じた計画的な防除の実施と年間を通し継続的な捕獲圧を高めるために、巣箱型わな（※）を活用し限られた人員の中で効率的かつ効果的な捕獲作業を推進します。併せて、隣接する自治体からの侵入を防ぐために広域的な防除も取り組みます。

また、地域別の対策については、各地域におけるアライグマの捕獲頭数、生息調査の結果を反映させて対策を進めます。実質的な捕獲作業は本市が実施し、地域住民に特定外来生物の捕獲作業への理解と協力を求め、特定外来生物に係る正しい知識の普及啓発に努めます。

※巣箱型わなは、アライグマが樹洞や洞穴に入る習性を利用し、巣箱にアライグマが入ると入口の蓋が閉まり、それと同時にワナに取り付けた通信機器からわな設置者に通報する仕組みになっている。餌や毎日の見回りが不要。

【巣箱型わな】

巣箱型わな設置時状態



アライグマ捕獲時状態



巣箱型わな設置場所 事例1



巣箱型わな設置場所 事例2



飼養および捕獲等のための施設

箱わなの規格： W 2 6 . 5 cm × H 3 1 . 5 cm × D 8 1 . 5 cm

箱わなの構造： 亜鉛メッキ高張力銅線製、片開き式および踏み板式の箱わな。

巣箱型わなの規格： W28.0cm × H90.0cm × D52.0cm

巣箱型わなの構造： 木製、アライグマが箱内に侵入した後は、踏板を踏むことで扉が閉まりロックがかかるので箱外に逸走不可能。輸送時は針金によりロックを固定し逸走防止対策を施す。

7. 防除の進め方

アライグマの捕獲には、「鳥獣保護管理法」に基づく「有害鳥獣捕獲許可」又は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認・認定」のいずれかの手続きが必要です。防除は、「外来生物法」やその他の関係法令を遵守して行います。

また、本市が実施主体となり、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施します。具体的には、アライグマ情報の収集整理、普及啓発、捕獲の実施等を行い、全体的な計画の進行管理を行います。

(1) 情報の収集整理

本市は、住民、関係団体、捕獲協力者等からのアライグマの目撃情報、被害情報、捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めます。得られた情報は、防除手法の検討や普及啓発、CPUE を算出し、対策の評価へ活用します。また、目撃情報、被害情報、捕獲情報を定期的に公表し、市民のアライグマへの注意を喚起します。

(2) 普及啓発

自然や生物多様性、外来生物等に関する正しい知識や、アライグマ問題発生の原因等を広報するとともに、アライグマについての基本的な知識、生息分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて、パンフレットやポスターの配布、市のホームページ掲載等により普及啓発を行います。

また、地域住民を対象とした、アライグマ問題の正しい知識、防除方法、捕獲方法等について学ぶ講習会を開催します。なお、この講習会の受講者は、捕獲従事者として防除活動を行うことができます。

[普及啓発のポイント]

ア. アライグマ問題発生の背景

- ①アライグマは、愛玩動物として日本に大量に輸入販売されてきましたが、犬のように長い年月をかけて人間が飼い馴らしてきた愛玩動物と異なり、家庭で飼育することが困難であったことから、飼い主が捨てたり、逃げ出したりしたことにより野生化したことが問題となっています。今日の様々な被害の発生は、飼い主の無責任な飼育による結果であるといえます。
- ②外来生物被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を遵守し、多様な在来種が棲む、バランスのとれた自然環境を守るという意識を高める必要があります。
- ③家庭で愛玩動物を飼う場合は、死ぬまで愛情と責任をもって飼育する必要があります。

イ. アライグマ問題に対する私たちの責務

- ①アライグマが野生化した責任は無責任な飼い主にありますが、アライグマがかわいそうというだけでは問題は解決しません。市民がアライグマによって農業被害や住

居被害に悩む現状があり、居場所がなくなり命を失ったり捕食されたりする在来生物がいます。人間が起こした責任であるからこそ、負の遺産を次世代へ引き継がないために、今、私たちが解決へ向けて努力する必要があります。

- ②既に野生化しているアライグマは、生態系の保全、農林水産業の健全な発展、人間の生活環境を守るため、「外来生物法」に基づく適切な防除を進める必要があります。また、できる限り早期に排除することが、処分されるアライグマの数と要する経費が少なく済むことにつながります。

(3) 侵入の予防措置及び被害発生の防止措置

自治会や農業団体等を中心に、地域住民等の積極的な参画を得ながら、地域が協力して予防措置及び被害発生防止に取り組み、被害の事前回避、軽減を図ります。

ア. 侵入の予防措置

ア) 誘引条件の排除

- ・農作物の未収穫物、落果実等を農地に放置しない。
- ・犬や猫などのペットの残り餌を放置しない。
- ・残飯を屋外に放置しない。
- ・ごみ集積場ではごみを出す時間を遵守し、ネットをかける。

イ) 家屋等への侵入防止

- ・人家の屋根裏や倉庫等に侵入できないように、換気口や隙間を金網等でふさぐ。

イ. 被害発生の防止措置

ア) 防護柵の設置

アライグマの防護柵としては、金網やトタン柵等がありますが、電気柵が現在最も効果があるとされています。

- ・電気柵の場合には、周囲の安全に十分注意する。
- ・果樹の被害対策として、木の根元にトタンを巻き付けて登れないようにすることも有効である。

イ) 侵入箇所からの追い出し

- ・人家の屋根裏等で侵入を確認した場合は、屋根裏で燻煙剤をたいて追い出した後、進入箇所をふさぐ。

8. 防除の方法

(1) 捕獲作業

捕獲作業を行う者（捕獲従事者）は、「鳥獣保護法」に基づくわな免許を有する者又は県、市、関係機関等が主催する講習会（前述 7(2)の講習会）を受講した者としてします。また、本人の希望により、必要時に上記資格を確認し、条件を満たす者であれば「アライグマ捕獲従事者台帳」（様式 1）に登録のうえ、「外来生物法」に基づく捕獲従事者であることを証する「アライグマ捕獲従事者証」（様式 2）を交付します。捕獲従事者が捕獲を実施する際には、必要に応じ事前に関係地域住民等への周知を図り、わなの設置記録を毎年度末に市に報告することとします。

(2) 捕獲方法等

基本的に箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺に設置を行い、設置場所周辺の安全確保を徹底します。モニタリングや捕獲の状況に応じて、必要な場合は行政がエッグトラップや巣箱型わなを設置します。設置するわなには、「外来生物法」に基づく防除を実施している旨、捕獲従事者の住所、氏名、連絡先などを記載した「アライグマわな標識」（様式 3）の装着を行います。わなを設置した

場合は、「アライグマわな設置記録表」(様式4)を作成します。わなの設置にあたっては、他の鳥獣を誘引し、それらの鳥獣による被害の発生および錯誤捕獲のないよう配慮します。錯誤捕獲された個体については、その場で速やかに放獣します。

なお、アライグマを捕獲した場合は、速やかに、市に連絡することとします。

また、箱わなを設置して誘引餌を利用する場合は、誘引餌の適切な管理及びワナを段ボールや肥料袋で覆うなど、他の鳥獣を誘引しないように努めます。

ア. わな設置中の巡視

箱わな及びエッグトラップの設置期間中は、朝を中心に一日一回以上の巡視を必ず行います。巣箱型わなについては、通報を受けた時、及び錯誤捕獲等がないか定期的に見回りを行います。

イ. 捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月4日 総理府告示第40号)に従い適切に処置した後、焼却処分等により処理します。

市は、死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄の判定等を行い、捕獲場所、日時とともに記録します。

9. その他

(1) 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、「外来生物法」第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者、又は同法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者に譲り渡すことができることとします。

(2) 負傷動物として救護された個体の取り扱い

「外来生物法」により野外へ放獣することは禁止されているため、捕獲された場合と同様の取り扱いとします。

(3) 感染症予防措置等

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症の原因となる病原体を保有している可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いは、革手袋を着用し、接触後や糞の始末の後には、十分手洗い等を行うようにします。また、万一噛まれたり引っかかれたりした場合は、傷口を消毒し、必要に応じて医療機関の診察を受ける等適切な措置を講じることとします。殺処分作業を行う際には革手袋を着用し、個体、個体の触れた捕獲器、処分機材等を素手で触れることのないよう留意します。作業が終了した段階で、手指を十分に洗浄し、アルコール等の消毒薬で十分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄及び消毒を行います。

なお、作業中の飲食及び喫煙は、厳に慎みます。

(4) 合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めます。特に、防除を行う地域の土地所有者や施設管理者等に対しては、必要に応じて防除の実施内容に係る通知を行います。

(5) 継続的モニタリング

生息状況(捕獲、被害等)について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況を点

検します。モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集・集約することにより実施します。この場合において、市は、目撃情報等については、「アライグマ目撃情報等受付表」(様式5)を、捕獲された個体については、「アライグマ捕獲個体記録表」(様式6)を作成することとします。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行います。

特に生息数の多い高密度地域においては、一定期間を定めて、防除を集中的に行い捕獲圧を高め、実施前後の状況のモニタリングを行います。生息数の密度低下が見られた場合には、捕獲圧を緩めながらも、継続的に防除活動を行い、市内全域からの根絶を目指します。

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）等関連法令の遵守

アライグマの防除にあたっては鳥獣保護管理法等の関連法令を遵守します。

- ア.鳥獣保護管理法第二条九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないように適切に実施するものとする。
- イ.鳥獣保護管理法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕獲は行いません。
- ウ.鳥獣保護管理法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲を行いません。
- エ.鳥獣保護管理法第三十五条第一項に基づき指定された特定猟具使用禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟具による防除は行いません。
- オ.鳥獣保護管理法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行いません。
- カ.銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第三十八条において禁止されている行為を行いません。

様式1：アライグマ捕獲従事者台帳

捕獲従事者 登録番号	捕獲従事者			わな猟免許			捕獲期間	備考
	ふりがな 氏名	住所	生年月日	番号	有効期間	交付機関名		
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日		年 月 日～ 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	

様式 2 : アライグマ捕獲従事者証

(登録番号)
○ ○ ○ ○ - ○ ○

大分市アライグマ捕獲従事者証

住 所 ○○市○○町○○番地
氏 名 ○○ ○○
生年月日 ○○年○月○日
捕獲期間 大分市アライグマ防除実施計画に基づく
備考

大分市長 ○○○○ 印

捕獲区域 大分市

捕獲方法 箱わなによる捕獲

目 的 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止
に関する法律に基づくアライグマの捕獲

【注意事項】

- ・このアライグマ捕獲従事者証の所持で捕獲が許可されるのは「アライグマ」に限ります。アナグマやタヌキなどその他の動物を捕獲することは出来ません。混獲された場合は速やかに放獣してください。
- ・捕獲従事者証は他人に使用させることはできません。
- ・わなを設置した場合は「アライグマわな設置記録表」(様式4)に記載し、毎年度末までに、必ず大分市に報告をしてください。
- ・捕獲した場合は、その都度、速やかに大分市に連絡してください。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく アライグマ防除の標識		
捕獲従事者	登録番号	
	住所	大分県大分市荷揚町2番31号
	連絡先	(電話)097-537-5758
確認	令和3年3月29日から 環九地野許第21032911号	
防除の期間	令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで	
あぶない！！ さわらないで！		
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="color: red;"> <p>危険ですので、 箱わなには絶対に手を触れないようお願いします。</p> </div> </div>		
連絡先	防除実施主体者 大分市（環境対策課） 住所： 大分市荷揚町2番31号 電話： 080-8562-3472（公用携帯） 097-537-5758（本庁）	

様式 4 : アライグマわな設置記録表

捕獲従事者登録番号 : —

捕獲従事者氏名 : _____

番号	わな設置場所	地目等	わな番号	設置日	解除日	捕獲の有無	特記事項（餌等）
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

依頼事項

- ・わな設置場所の位置を記入してください。必要に応じて、地図上に図示してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・わな番号は、わなの管理番号を記入してください。番号が無い場合は空欄とします。
- ・捕獲できなかった場合も、設置日、解除日は必ず記入してください。
- ・特記事項欄に使用した餌等を記入してください。

様式 5 : アライグマ目撃情報等受付表

アライグマ目撃・捕獲等情報受付票				
受付No.【 】				
通報を受けた者()				
目撃・捕獲等情報の結果 → アライグマ ・ その他() ・ 不明				
情報を受けた日	年 月 日 ()			: 頃
情報の種類	<input type="checkbox"/> 目撃	<input type="checkbox"/> 農業被害	<input type="checkbox"/> 足跡	
	<input type="checkbox"/> 轢死体	<input type="checkbox"/> カメラ	<input type="checkbox"/> 捕獲	
	<input type="checkbox"/> その他		農業被害:	
通報者の情報	氏名			
		捕獲従事者番号		
	住所			
	連絡先			
情報の内容 (・ いつ頃から ・ どこで ・ 動物の特徴～しっぽ、足跡など)				
対応				
添付資料: 写真、地図など				

様式 6 : アライグマ捕獲個体記録表

令和 年度 アライグマ捕獲 一覧表														
巣箱型わな捕獲														
No.	捕獲月日	地域	捕獲場所	オス	メス	成	幼	体重	頭胴長	尾長	業者 殺処分	捕獲者	本市の 箱わな	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														